

石川県公報

令和 8 年 10 月 9 日

第 1 3 9 4 8 号（金曜日）

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目

次

告 示		
○一般競争入札の落札者等	(管 財 課)	1
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	1
○液化石油ガス販売事業者の認定	(消防保安課)	2
公 告		
○特定調達契約に係る入札公告	(デジタル推進監室)	2
○公共測量実施公告	(監 理 課)	5
○公共測量実施公告	(同)	5
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了公告	(建築住宅課)	6
教育委員会		
○令和 9 年度石川県立金沢錦丘中学校入学者募集公告		6
選挙管理委員会		
○政治団体の届出の公表		8
○政治団体の届出事項の異動の届出の公表		8
○政治団体の解散の届出の公表		9
監 査 委 員		
○定期監査結果公表		9
○財政的援助団体等監査結果公表		15
○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表		16

告

示

石川県告示第318号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和 8 年 10 月 9 日

石川県知事 山 野 之 義

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
タブレット端末（iPadOS） 仕様書のとおり 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 落札者を決定した日
令和 8 年 9 月 11 日
- 落札者の名称及び所在地
リコージャパン株式会社
東京都大田区中馬込一丁目 3 番 6 号
- 落札金額
52,390,800円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和 8 年 7 月 31 日

石川県告示第319号

石川県税条例（昭和29年石川県条例第23号）第130条第 2 項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和 8 年 10 月 9 日

石川県知事 山 野 之 義

氏名又は名称	代表者名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社喜楽石油店	喜 楽 義 信	金沢市近岡町945番の1	令和8年8月31日

石川県告示第320号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和8年10月9日

石川県知事 山 野 之 義

氏名又は名称	代表者の氏名	所 在 地	認定年月日	認定区分
株式会社エネリア	岡 口 優	金沢市旭町二丁目7番14号	令和8年9月17日	第1号認定

公 告**特定調達契約に係る入札公告**

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和8年10月9日

石川県知事 山 野 之 義

1 調達内容

- (1) 借上件名及び数量
サーバー統合基盤環境に係る機器等借上 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 借上期間
令和9年1月1日から令和13年12月31日まで
- (4) 借上場所
別途指定する場所
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載する額面については、(3)に掲げる借上期間の全てに係る金額を記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和8年石川県告示第121号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札参加希望者は、次の(1)から(3)までに示す事項について証明する書類を令和8年11月9日（月）午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない（郵送の場合は簡易書留とし、提出期限内必着とする。）。提出された証明書等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められる者に限り、入札参加対象者とする。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。

- (3) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを速やかに提供できること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県総務部デジタル推進監室県庁デジタル推進課
電話番号 076-225-1322
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付、又は電子メールにより交付
- (3) 入札説明書の交付期間
令和 8 年 10 月 9 日（金）から同月 29 日（木）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第 16 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。）
- (4) 交付時間
午前 9 時から午後 5 時まで
- (5) 入札書の受領期限
令和 8 年 11 月 20 日（金）午前 10 時（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）
- (6) 開札の日時及び場所
令和 8 年 11 月 20 日（金）午前 10 時 石川県庁行政庁舎 5 階 デジタル推進監室打合せ室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 119 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be rented
Lease of Equipment, etc. for the Server Integration Infrastructure Environment (One complete set)
- (2) Period of lease
From January 1, 2027 through December 31, 2031
- (3) Delivery place
To be specified later
- (4) Time limit of tender
10:00 a.m. November 20, 2026
- (5) Contact point for the notice
Digital Promotion Supervisory Office, General Affairs Department, Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan
Phone +81-76-225-1322
-

1 調達内容

(1) 借上件名及び数量

仮想デスクトップ環境に係る機器等借上 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借上期間

令和 9 年 2 月 1 日から令和 14 年 1 月 31 日まで

(4) 借上場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載する額面については、(3)に掲げる借上期間の全てに係る金額を記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 8 年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 8 年石川県告示第 121 号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札参加希望者は、次の(1)から(3)までに示す事項について証明する書類を令和 8 年 11 月 9 日（月）午後 5 時までに 4(1)の場所に提出しなければならない（郵送の場合は簡易書留とし、提出期限内必着とする。）。提出された証明書を審査した結果、当該物品を納入することができると認められる者に限り、入札参加対象者とする。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。

(2) 当該調達物品を確実に納入できること。

(3) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを速やかに提供できること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県総務部デジタル推進監室県庁デジタル推進課

電話番号 076-225-1322

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付、又は電子メールにより交付

(3) 入札説明書の交付期間

令和 8 年 10 月 9 日（金）から同月 29 日（木）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第 16 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。）

(4) 交付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(5) 入札書の受領期限

令和 8 年 11 月 20 日（金）午前 10 時 30 分（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）

(6) 開札の日時及び場所

令和 8 年 11 月 20 日（金）午前 10 時 30 分 石川県庁行政庁舎 5 階 デジタル推進監室打合せ室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rented

Equipment, etc. for a virtual desktop environment

(2) Period of lease

From February 1, 2027 through January 31, 2032

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

10:30 a.m. November 20, 2026

(5) Contact point for the notice

Digital Promotion Division, Digital Promotion Supervisory Office, General Affairs Department,
Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan

Phone +81-76-225-1322

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省不動産・建設経済局地理空間情報課長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年10月9日

石川県知事 山 野 之 義

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (2 級基準点測量 (G N S S 測量))	令和8年10月1日から 令和9年2月26日まで	羽咋郡志賀町地内

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県南加賀農林総合事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年10月9日

石川県知事 山 野 之 義

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (水準測量、G N S S 測量、写真測量)	令和8年9月28日から 令和9年1月29日まで	加賀市山中温泉菅谷町地内

公 共 測 量 (基 準 点 測 量)

令和 8 年 9 月 28 日から 同年 10 月 30 日まで

加賀市山中温泉菅谷町地内

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 8 年 10 月 9 日

石川県知事 山 野 之 義

- 組合の名称
白山市松任駅北相木第二地区土地区画整理組合
- 施行地区
白山市松任駅北相木第二地区
- 事務所の所在地
白山市相木町 76 番地
- 設立認可の年月日
令和元年 7 月 5 日
- 変更の内容
事業施行期間
令和元年 7 月 5 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 変更認可の年月日
令和 8 年 10 月 2 日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 8 年 10 月 9 日

石川県知事 山 野 之 義

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
河北郡内灘町字宮坂三字 7 番 1	河北郡内灘町字宮坂イ 31 番地 1 西田 豊治

教 育 委 員 会

令和 9 年度石川県立金沢錦丘中学校入学者募集公告

令和 9 年度石川県立金沢錦丘中学校入学者を次の要項により募集する。

令和 8 年 10 月 9 日

石 川 県 教 育 委 員 会

令和 9 年度石川県立金沢錦丘中学校入学者募集要項

- 出願資格
志願者及び保護者が県内に居住する者（入学までに県内に居住する者を含む。）で、次のいずれかに該当する者
(1) 令和 9 年 3 月に小学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
(2) 石川県教育委員会教育長が特別に出願を許可した者
- 募集定員
105 人
- 出願
(1) 出願方法

入学志願者は、所定の入学願書等提出用封筒を使用して、原則として簡易書留での郵送により、石川県立金沢錦丘中学校長（以下「県立中学校長」という。）に提出する。

ただし、石川県立金沢錦丘中学校（以下「県立中学校」という。）へ持参して提出することも可とする。

(2) 出願書類等

出願に当たっては、入学願書、受検票、入学検定手数料2,200円、受検票返送用封筒及び選抜結果通知用封筒に、小学校長が作成して厳封した調査書を添えて提出する。

入学検定手数料は、所定の額の石川県証紙を使用料（手数料）納入票に貼り、消印せずに提出するものとする。

(3) 出願期間

令和 9 年 1 月 12 日（火）から同月 15 日（金）まで（当該期間内の消印があるものを受け付ける。）

ただし、県立中学校へ持参して提出する場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(4) 出願先

〒921-8151 金沢市窪 6 丁目 218 番地

石川県立金沢錦丘中学校長

電話 076-241-8341

(5) 県外からの出願

県外からの志願者は、入学志願特別事情具申書を令和 8 年 12 月 1 日（火）以降に石川県教育委員会に提出して入学志願許可を受け、交付された入学志願許可書を添えて、県立中学校長に出願しなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には小学校長の証明を受け、事由を証明するに足りる書類を添付するものとする。

(6) 帰国児童の出願

ア 帰国後 2 年未満の帰国児童が出願する場合は、海外在住状況説明書を添えて、出願することができる。

イ 外国の小学校を卒業見込み又は卒業した者が県立中学校へ出願する場合は、海外在住状況説明書を添えて、(5)の県外からの出願に準じて行うものとする。

4 受検票の交付

県立中学校長は、志願者に受検票を郵送により交付する。

5 入学者選抜

(1) 選抜方法

入学者の選抜は、次のア及びイにより、県立中学校長が行う。

ア 小学校長から提出される調査書並びに中学校において実施する選抜のための総合適性検査Ⅰ、Ⅱ及び面接（以下「適性検査」という。）の結果を資料として、総合的に判定する。

イ 選抜に当たっては、6 年間一貫した併設型中高一貫教育を行う県立中学校の教育目標等を踏まえ、志願者の能力、適性等を審査するものとする。

(2) 適性検査の期日及び会場

令和 9 年 1 月 24 日（日）

石川県立金沢錦丘中学校及び石川県立金沢錦丘高等学校

(3) 適性検査日程

時 間	日 程
9:10～10:05	総合適性検査Ⅰ（55分）
10:35～11:30	総合適性検査Ⅱ（55分）
12:40～	面接

6 適性検査における配慮事項

適性検査を受検するに当たり、病気等の事情により特別な配慮を必要とする場合、保護者は、出願期間開始前に県立中学校と十分相談するものとする。

7 選抜結果の通知

(1) 令和 9 年 2 月 1 日（月）正午、合格者数を公表する。

(2) 令和 9 年 2 月 1 日（月）、県立中学校長は、志願者全員に選抜結果を文書により通知するとともに、選抜結果

通知書を志願者が在籍する小学校長に送付する。

8 入学予定者の決定

- (1) 合格者の保護者は、令和 9 年 2 月 2 日（火）から同月 4 日（木）のいずれかの日において、午後 3 時 30 分から県立中学校で行われる、入学に向けた手続等に関する説明会に参加する。その際、入学意思確認書を県立中学校へ持参して、提出する。
- (2) 県立中学校長は、入学意思確認書の提出があった場合、入学予定者として決定するとともに、入学予定者証明書を交付する。期間内に入学意思確認書を提出しなかった場合は、入学を辞退したものとみなされる。
- (3) 入学予定者となった者の保護者は、住所の存する市町村教育委員会へ、児童を県立中学校へ就学させる旨、交付された入学予定者証明書を添えて届け出なければならない。
- (4) 入学予定者となった者が、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、県立中学校長に申し出るものとする。

9 入学予定者の欠員の補充

- (1) 選抜結果の通知以後に入学辞退者が生じた場合、県立中学校長は、速やかに補欠合格者を決定して入学の意思を確認し、欠員の補充を行う。
- (2) 令和 9 年 3 月 5 日（金）までに補充するものとする。
- (3) 欠員の補充による入学予定者の決定は、8 に示した入学予定者の決定に準じて行う。

10 その他

この要項に定めるもののほか、選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和 8 年 10 月 9 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部以外のその他の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
高沢ゆきこ後援会	高 澤 優 喜 子	高 澤 宏 明	河北郡津幡町太田ほ191番地19	令和 8 年 8 月 31 日

石川県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 10 月 9 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自 由 民 主 党 石 川 県 防 衛 支 部	浅 加 正 文	主たる事務所 の所在地	金沢市岩出町ニ66	金沢市額乙丸町口 96	令和 8 年 7 月 1 日
参 政 党 石 川 第 1 支 部	黒 瀬 亮 太	代 表 者	黒 瀬 亮 太	山 下 祐 子	令和 8 年 8 月 8 日
		会計責任者	米 光 清 二	上 田 裕 子	令和 8 年 8 月 8 日

（政党の支部以外のその他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

中 野 進 後 援 会	中 野 進	会計責任者	白 石 広 記	西 田 俊 和	令和 8 年 8 月 12 日
日 本 家 庭 党 石 川 県 支 部	徳 野 英 治	政治団体の 名 称	日 本 家 庭 党 石 川 県 支 部	日 本 の 家 庭 を 守 る 会 石 川	令和 8 年 8 月 17 日
有 田 さ と し 後 援 会	有 田 智 史	主たる事務 所の所在地	野々市市御経塚 3 丁目 516 番地	野々市市御経塚 2 丁目 151・152 番地	令和 8 年 8 月 17 日

石川県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 10 月 9 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部以外のその他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年 月 日
な た み 正 人 後 援 会	越 野 兵 司	令和 8 年 7 月 31 日
市 民 の 声 ネ ッ ト ワ ー ク	竹 内 智	令和 8 年 8 月 3 日
英 志 会	竹 内 智	令和 8 年 8 月 3 日
西 川 ひ で の ぶ 後 援 会	竹 内 智	令和 8 年 8 月 3 日

監 査 委 員

定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により、令和 8 年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和 2 年石川県監査委員告示第 1 号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和 8 年 10 月 9 日

石川県監査委員 室 谷 弘 幸
同 吉 田 修
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

記

- 1 監査の対象
- 地方自治法第199条第 1 項に規定する令和 7 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。
- 2 監査の着眼点（評価項目）
- 監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。
- 3 監査の実施内容
- 財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。
- 4 監査の結果
- 財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監 査 の 結 果
		支出事務において、需用費を二重払いしたものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。

能登高等学校	令和 8 年 5 月 25 日	財産事務において、P T A 所有車両が、使用許可や使用貸借契約など特段の明示的な手続によることなく、恒常的に学校敷地内に駐車されていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
金沢西高等学校	令和 8 年 5 月 26 日	支出事務において、修繕に係る支払先を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		財産事務において、P T A が管理する車両が、使用許可や使用貸借契約など特段の明示的な手続によることなく、恒常的に学校敷地内に駐車されていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
大聖寺高等学校	令和 8 年 5 月 27 日	財産事務において、P T A 等所有車両が、使用許可や使用貸借契約など特段の明示的な手続によることなく、恒常的に学校敷地内に駐車されていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
輪島高等学校	〃	財産事務において、同窓会所有車両が、使用許可や使用貸借契約など特段の明示的な手続によることなく、恒常的に学校敷地内に駐車されていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
松任高等学校	令和 8 年 6 月 3 日	財産事務において、P T A 等所有車両が、使用許可や使用貸借契約など特段の明示的な手続によることなく、恒常的に学校敷地内に駐車されていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
小松工業高等学校	令和 8 年 6 月 11 日	〃
大聖寺実業高等学校	令和 8 年 6 月 12 日	財産事務において、P T A 所有車両が、使用許可や使用貸借契約など特段の明示的な手続によることなく、恒常的に学校敷地内に駐車されていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
金沢伏見高等学校	令和 8 年 6 月 18 日	〃
金沢桜丘高等学校	〃	〃
小松高等学校	令和 8 年 6 月 19 日	〃
加賀高等学校	〃	〃
加賀聖城高等学校	〃	支出事務において、高速道路料金の支払先を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
津幡高等学校	令和 8 年 6 月 29 日	旅行命令権者の発する旅行命令によらない旅行が行われていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
内灘高等学校	〃	財産事務において、電気通信設備設置に係る県有地の使用許可を行っていないものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		財産事務において、同窓会所有車両が、使用許可や使用貸借契約など特段の明示的な手続によることなく、恒常的に学校敷地内に駐車されていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。

鶴来高等学校	〃	財産事務において、同窓会等所有車両が、使用許可や使用貸借契約など特段の明示的な手続によることなく、恒常的に学校敷地内に駐車されていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
金沢二水高等学校	令和 8 年 7 月 2 日	財産事務において、P T A 等所有車両が、使用許可や使用貸借契約など特段の明示的な手続によることなく、恒常的に学校敷地内に駐車されていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
工業高等学校	令和 8 年 7 月 6 日	財産事務において、屋外消火栓が使用できない状態で、長期間改修されていないものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		財産事務において、P T A 所有車両が、使用許可や使用貸借契約など特段の明示的な手続によることなく、恒常的に学校敷地内に駐車されていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
企画振興部企画調整室	令和 8 年 7 月 27 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
企画課	〃	支出事務において、委託業務に係る支出負担行為何について最終決裁権限者の決裁がないものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		契約事務において、業務の履行確認が不十分なものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
金沢泉丘高等学校	令和 8 年 7 月 28 日	財産事務において、厨房で使用する備品の貸付契約を行っていないものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		財産事務において、同窓会所有車両が、使用許可や使用貸借契約など特段の明示的な手続によることなく、恒常的に学校敷地内に駐車されていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
国際交流課	令和 8 年 8 月 6 日	補助金の支出事務において、交付申請額の確認に適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
危機管理部企画調整室	令和 8 年 8 月 17 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
危機管理政策課	〃	財産事務において、重要物品台帳（車両）に記載不備のものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
防災対策課	〃	財産事務において、貸付借受財産異動報告書が提出されていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
消防保安課	〃	財産事務において、貸付借受財産異動報告書が提出されていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。

議会事務局	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
産業立地課	令和 8 年 8 月 18 日	財産事務において、貸付借受財産異動報告書が提出されていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
経営支援課 計量検定所	〃	公用車の定期点検が実施されていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
警察本部 警察学校	令和 8 年 8 月 19 日	公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運転に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。
		公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運転に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。
		支出事務において、新聞購読料の支出金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		支出事務において、令和 6 年度会計から支出すべきところ、令和 7 年度会計から支出したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		支出事務において、水道料金等の支払いが遅延したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		工事に係る契約事務において、別工事として発注すべきところ、施工中の工事の変更契約によって対応したものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		歳入歳出外現金事務において、退職手当の住民税を普通徴収とすべきところ、特別徴収したものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
土木部企画調整室	令和 8 年 8 月 24 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
監理課	〃	契約事務において、伺額が 10 万円を超える物品の購入手続について、管財課での契約手続を行っていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		契約事務において、除雪機械借上契約書の借上期間の記載を誤っていたものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		道路上への落雪により、通行車両が破損する事故が発生していた。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		道路付属物の老朽化により歩道から転落し、通行者に被害を与える事故が発生していた。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。

道路整備課	〃	道路上への落雪により、通行車両が破損する事故が発生していた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		倒木により、通行車両が破損する事故が発生していた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		倒木により、通行車両が破損する事故が発生していた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		契約事務において、見積徴収者数を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		契約事務において、伺額が10万円を超える物品の購入手続について、管財課での契約手続を行っていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		道路陥没により、通行車両が破損する事故が発生していた。 今後、このようなことがないように注意すること。
		道路上への落雪により、通行車両が破損する事故が発生していた。 今後、このようなことがないように注意すること。
		道路上への落雪により、通行車両が破損する事故が発生していた。 今後、このようなことがないように注意すること。
		道路上への落雪により、通行車両が破損する事故が発生していた。 今後、このようなことがないように注意すること。
		街路樹からの折れ枝により、通行車両が破損する事故が発生していた。 今後、このようなことがないように注意すること。
		道路陥没により、通行車両が破損する事故が発生していた。 今後、このようなことがないように注意すること。
		道路陥没により、通行車両が破損する事故が発生していた。 今後、このようなことがないように注意すること。
営繕課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
道路建設課	令和 8 年 8 月 31 日	財産事務において、貸付借受財産異動報告書が提出されていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。

河川課 大聖寺川ダム統合管理事務所 赤瀬ダム管理事務所 犀川ダム管理事務所 内川ダム管理事務所	〃	支出事務において、修繕料を二重払いしたものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運転に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。
		財産事務において、貸付借受財産異動報告書が提出されていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		支出事務において、キャンセル料の支出負担行為何の財政課合議がなされていなかったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
港湾課	〃	工事事務において、設計額の増額について必要な決裁を得ていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
（港湾課） 港湾土地造成事業	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
砂防課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
都市計画課	〃	支出事務において、需用費を二重払いしたものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
（都市計画課） 流域下水道事業	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
建築住宅課	〃	公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運転に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。
水道企業課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
（水道企業課） 水道用水供給事業	〃	公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運転に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。
九谷焼技術研修所 九谷焼技術者支援工房	令和 8 年 9 月 2 日	財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
工業試験場	〃	財産事務において、貸付借受財産異動報告書が提出されていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
金沢東警察署	〃	支出事務において、電気料金の支払いに係る資金前渡口座を誤るなど適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		支出事務において、需用費を二重払いしたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。

ろう学校	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
教員総合研修センター	〃	収入事務において、携帯電話無線基地局に係る土地使用料の徴収時期が遅延しているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		敷地内の倒竹により、隣地の車両が破損する事故が発生していた。 今後、このようなことがないように注意すること。
		財産事務において、貸付借受財産異動報告書が提出されていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
東京事務所	令和 8 年 9 月 7 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
石川農林総合事務所	〃	契約事務において、原材料購入に係る検収確認に適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
金沢教育事務所	令和 8 年 9 月 8 日	支出事務において、報酬及び通勤手当の支払先を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		財産事務において、特定建築物使用に関する届出を行っていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定により、令和 8 年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和 2 年石川県監査委員告示第 1 号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和 8 年 10 月 9 日

石川県監査委員	室	谷	弘	幸
同	吉	田		修
同	村	上		勝
同	作	田	有	子

記

- 1 監査の対象
- 地方自治法第199条第 7 項に規定する令和 7 年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。
- 2 監査の着眼点（評価項目）
- 監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。
- 3 監査の実施内容
- 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。
- 4 監査の結果
- 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象団体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
公益財団法人いしかわ緑の まち基金	令和 8 年 8 月 24 日	理事会の決議を経ず、予算を超過して支出したものが あった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		契約事務において、予定価格を作成していなかったもの があった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
石川県公立大学法人	令和 8 年 9 月 7 日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむ ね適正に処理されていると認める。

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 8 年 10 月 9 日

石川県監査委員 室 谷 弘 幸
同 吉 田 修
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

（別 紙）

白 民 36－1 号
令和 8 年 9 月 1 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 山 野 之 義

令和 8 年 7 月 27 日付け石監査第148号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
契約事務において、入札に付すべき委託契約を随意契約で実施するなど不適切なものが あった。 今後、このようなことがないよう十分注意 すること。	白山ろく民俗資 料館	今後このようなことがないよう、「会計事務 の手引き」を熟読し、適切な事務処理に努め るよう指導を行った。

白 民 36－2 号
令和 8 年 9 月 1 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 山 野 之 義

令和 8 年 7 月 27 日付け石監査第148号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
除雪業務委託等の単価契約事務において予 定価格が作成されていないものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意 すること。	白山ろく民俗資 料館	今後このようなことがないよう、「会計事務 の手引き」を熟読し、予定価格の作成を失念 することがないよう指導を行った。

白 民 36－3 号
令和8年9月1日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 山 野 之 義

令和8年7月27日付け石監査第148号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、建物の借受けに係る貸付借受財産異動報告書が提出されていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	白山ろく民俗資料館	今後このようなことがないように、「物品管理事務マニュアル」を確認し、不明な点は管財課に確認しながら適正な事務処理に努めるよう指導を行った。

美 第 2 5 9 号
令和8年8月31日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 山 野 之 義

令和8年7月27日付け石監査第148号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
タイヤ交換等にかかる支出事務において、支出負担行為何によるべきものについて、支出負担行為何並びに支出命令票で支出を行っていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	美術館	伺い区分を「会計事務の手引き」で確認するとともに、担当者以外の総務課員及び総務課長がチェックする。

生 安 第 3 7 1 号
令和8年9月9日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 山 野 之 義

令和8年8月31日付け石監査第234号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務について、管財課において見積徴収し契約締結すべきところ、自所属において事務処理したものがあった。	生活安全課	今後は、財務規則、管財課通知やオープンカウンター実施要領などをしっかりと確認・活用するなど、担当者だけでなく、担当G L、予算担当を含む複数人によるチェックを徹底することで再発防止を図ることとした。

地 振 第 1 4 1 号

令和 8 年 9 月 9 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 山 野 之 義

令和 8 年 8 月 31 日付け石監査第 234 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
財政的援助事務において、県が事務局を担う任意団体が国庫補助金の交付決定を受けている事業費に対して、重ねて県補助金として交付決定、支払い、戻入しているものがあった。	地域振興課	国の補助金を財源とする県の補助事業を実施する場合は、県が交付決定を行う際に、国の補助金の交付要綱等の確認に加え、疑義がある場合は国への確認を徹底する。

教 学 第 1 0 3 9 号

令和 8 年 9 月 10 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和 8 年 8 月 31 日付け石監査第 234 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
契約事務において、見積徴収者数を誤ったものがあった。	学校指導課	会計事務の手引き（見積徴収者数早見表）により、必要な見積徴収者数に誤りがないか複数の職員で確認する。